

東海第二原子力発電所の再稼働に反対する決議

2012（平成24）年5月27日

茨城県弁護士会

第1、決議の趣旨

当会は、東海第二原子力発電所の再稼働に反対する。

第2、決議の理由

- 1 2011年3月11日に発生した福島第一原子力発電所の事故（以下、「福島原発事故」という。）は、大量の放射性物質を放出し、事故から1年以上経過した現在においても、約10万人の住民が居住地域への立ち入りを禁止され、避難生活を強いられるという、未曾有の被害をもたらしている。

国の原子力政策に基づいて進められてきた原子力発電であるが、一旦事故が起きれば、周辺住民の生命身体を危険に曝すだけでなく、一瞬にして周辺地域の生活基盤を根こそぎ奪い去り、故郷へいつ戻れるかわからない状況を生み出してしまふもので、原発事故は人権侵害の最たるものというべきである。

こうした原発事故を再び繰り返してはならない。このことは、国民全体の共通認識となっている。

- 2 茨城県東海村で操業する日本原子力発電株式会社（以下、「日本原電」という。）の東海第二原子力発電所（以下、「東海第二原発」という。）もまた、東日本大震災の際には、極めて危険な状況に陥っていた。

地震の2分後、原子炉は自動停止し、東海第二原発に電源を供給していた外部電源も遮断された。3台の非常用発電機によって原子炉の冷却を継続していたが、地震の約1時間後に到達した津波により、非常用電源も危機に見舞われた。

すなわち、非常用のディーゼル発電機を冷却するための海水ポンプが設置され

ているエリアは海面からの高さ6.1メートルの防波壁で囲まれているが、5.4メートルの高さまで津波が押し寄せた。かろうじて、防波壁を越えるには至らなかったが、当時工事中で、封止工事が完了していなかったために、その貫通部を通過した海水が北側の非常用海水ポンプエリアに浸入したのである。

これにより、1台の非常用ディーゼル発電機用海水ポンプが水没し、非常用発電機が1台停止した。他の2台の海水ポンプは水没は免れたため、外部予備電源が復旧するまでの約2日間、2台の非常用発電機により、冷却を継続していたのである。

津波があと0.7メートル高ければ、海水が防波壁を越えて浸入し、すべての海水ポンプが水没して原子炉の冷却機能がすべて失われ、福島原発事故と同様の事態になった可能性があったものである。

- 3 今回の東日本大震災で経験したものと同規模の地震動や津波が、近い将来、東海第二原発を襲う可能性も否定することはできない。

2011年11月25日、政府の地震調査研究推進本部は、三陸沖北部から房総沖の海溝寄りのプレート間地震（津波地震）について指摘し、房総沖の海溝寄りの部分では、1677年11月の房総沖の地震の発生以来約300年間以上の空白期間があることを指摘している。

また、本年3月26日付茨城新聞は、広島大や名古屋大、海洋研究開発機構などの研究グループが、房総半島南端から南東に百数十キロ以上離れた太平洋の海底に、これまで知られていなかった巨大な2つの活断層が存在するとの調査結果をまとめたことを報じている。

このように、少なくない科学者・専門家が、近い将来、東海第二原発周辺で巨大地震が発生する可能性を指摘している状況である。

本年3月1日付常陽新聞では、日本原電も、これまで連動の可能性を否定していたり、活断層との見方そのものを否定していた断層が活動する可能性を認め、調査、検討を実施する旨、原子力安全・保安院に対し報告したことが報じられて

いる。

- 4 ところで、東海第二原発は、1978年に営業運転を開始し、既に33年を経過している。そもそも原子力発電所設計当初想定されていた運転期間は30年であり、その年数を超えて運転することは、安全性確保の観点から問題であるといわざるを得ない。

東海第二原発においても、例えば、第21回定期点検(2005年)でシュラウドサポート部外面の縦溶接線3箇所にはび割れが認められ、第24回定期点検(2009年)でも、サポート部内面の縦溶接線にはび割れの指示模様7箇所が確認されたという事実がある。

シュラウドとは原子炉圧力容器内において、原子炉冷却水の流路を形成するため、炉心の外周部に設置された円筒形のステンレス構造物をいうが、そうした炉心構造物に存在するひび割れが大きな地震動により拡大し、深刻な事態が発生することが強く懸念される。

耐用年数を超えて使用すれば、当初の設計強度や安全性は保たれず、比較的小さな地震等のトラブルで過酷な事故になる可能性は高くなるし、大地震ともなれば、老朽化した原子炉が制御不能となる危険性は十分予想される場所である。

日本弁護士連合会は、2011年7月15日、「原子力発電と核燃料サイクルからの撤退を求める意見書」を発表し、運転開始後30年を経過した原子力発電所の即時廃止を求めている。

また、関東弁護士会連合会でも、2011年9月30日、「東日本大震災及び原子力発電所事故の被災者救済と災害復興等に関する宣言」を採択し、「東海第二原子力発電所のように、運転開始後既に30年以上経過している原子力発電所に関しては、直ちに廃止すべきである。」との意見を表明している。

このような老朽化した東海第二原発については、より徹底した厳しい安全基準が策定・適用されるべきである。

- 5 東海第二原発から30キロ圏内に居住する人口は約100万人ともいわれてお

り、国内の原発の中で最もその人口が多い。県都である水戸市もその大部分が圏内に含まれる。東海第二原発で、福島原発事故のような過酷事故が生じた場合には、甚大な被害を引き起こすことは明白である。

現在、国会では事故調査委員会が設置され、福島原発事故の原因について、いままに調査が行われているところである。

本年5月5日、北海道の泊原発が停止したことにより、国内で稼働する原発はゼロとなったが、それに先立つ4月6日、政府は、内閣総理大臣、内閣官房長官、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣の連名で「原子力発電所の再起動にあたっての安全性に関する判断基準」なるものを新たに示し、原発の再稼働を企図している。

しかし、深刻な原発事故被害の再発を未然に防止するためには、福島原発事故の原因を解明し、その事故原因をふまえた安全基準による適正な審査が必要である。事故原因の解明すら行われておらず、事故原因をふまえた安全対策も確立できていないにもかかわらず、停止中の原子力発電所を再稼働することは到底認められるものではない。

当会は、国及び日本原電に対し、東海第二原発を再稼働させないことを強く求めるものである。

以 上